

高等学校等奨学資金貸付金返還金収納業務委託プロポーザル募集要領

1 趣旨

兵庫県高等学校奨学資金貸付金返還金債権、兵庫県高等学校勤労生徒奨学資金貸付金返還金債権、地域改善対策奨学資金貸付金返還金債権、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸付金返還金債権、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金貸付金返還金債権（以下、「高等学校等奨学資金貸付金返還金債権」という。）の徴収又は収納の業務（以下、「収納等業務」という。）について、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会（以下、「振興会」という。）が、専門的な知識と経験を有する特定者に委託することにより、収納率の向上を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の内容

- ① 下記の高等学校等奨学資金貸付金返還金債権の収納等業務を委託する。
 - ア 兵庫県高等学校奨学資金貸付金（以下、「県高校奨学金」という。）
 - イ 兵庫県高等学校勤労生徒奨学資金貸付金（以下、「県高校勤労生徒奨学金」という。）
 - ウ 地域改善対策奨学資金貸付金（以下、「県地域改善奨学金」という。）
 - エ 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金（以下、「振興会奨学金」という。）
 - オ 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金貸付金返還金（以下、「振興会勤労生徒奨学金」という。）
- ② 収納等業務を委託する債権は、下記のとおりとする。
 - ア 県高校奨学金、県高校勤労生徒奨学金、振興会奨学金及び振興会勤労生徒奨学金は、滞納がある者のうち振興会が指定するもの
 - イ 県地域改善奨学金は、原則として過去3年以上返済がない者のうち振興会が指定するもの
 - ウ その他、振興会が収納等業務の委託を必要と認めるもの
- ③ 収納等業務の対象者は、振興会が指定する借受人等債務者（以下、「納入義務者」という。）を対象とし、債務者の人数や債務額については概ね別紙のとおりとするが、償還状況により変更することがある。
- ④ 債務者情報は、納入義務者の住所、氏名、返還状況を提供する。
- ⑤ 特定者に下記の収納等業務を委託する。なお、県高校奨学金、県高校勤労生徒奨学金及び県地域改善奨学金については、地方自治法第243条の2に基づく指定公金事務取扱者に指定し、公金の収納等業務を委託するため、関係法令を遵守すること。
 - ア 償還金の請求業務
特定者は、償還金の請求業務の権限を、県高校奨学金、県高校勤労生徒奨学金及び県地域改善奨学金については兵庫県教育長から、振興会奨学金及び振興会勤労生徒奨学金については公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会理事長から受け、その請

求業務の権限について納入義務者に通知しなければならない。

イ 償還金の領収業務

特定者は、県高校奨学金、県高校勤労生徒奨学金及び県地域改善奨学金の返還金を領収したときは、兵庫県会計管理者又は出納員が公金を領収したこととなんら変わりがなく、その領収金を公金として取り扱わなくてはならない。振興会奨学金及び振興会勤労生徒奨学金の領収についても、その取扱いについては同様とする。

なお、全ての奨学金について、償還金を現金で領収したときは、納入義務者に領収書を交付しなければならない。

ウ 償還金の保管業務

特定者は、本業務専用の決済用預金口座を金融機関に開設し、償還金を適切に保管しなくてはならない。

エ 償還金の払込業務

特定者は、決済用預金口座に保管している現金のうち、県高校奨学金、県高校勤労生徒奨学金及び県地域改善奨学金は、兵庫県教育長が発行する納付書により金融機関に払い込み、振興会奨学金及び振興会勤労生徒奨学金は、振興会の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

払込業務が完了した時は、所定の様式により報告しなくてはならない。

オ 委託業務の進捗状況にかかる報告業務

特定者は、毎月の償還金の返還状況について、所定の様式により翌月の5日までに報告しなくてはならない。

特定者は、償還金を納付しない者について調査し、また、納入義務者との交渉記録を3か月に1度は報告しなくてはならない。交渉記録の様式については、別途協議するものとする。

カ 長期滞納者に対する弁護士名での文書督促

特定者は、振興会が指定する長期滞納者に対して、弁護士名での督促文書を発送する。弁護士名での督促文書予定件数については概ね別紙のとおりとするが、償還状況により変更することがあるものとする。

キ その他

特定者は、振興会の求めに応じて高等学校等奨学資金貸付金返還金債権の未収金対策について指導助言するものとする。

(2) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

本業務の契約書（案）は別添のとおり。

(3) 委託金額

予算に定める額を上限として、収納実績額に手数料率を乗じた額を支払う。手数料率は30%を上限として応募者が提案する。

(4) 応募者の条件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の規定により法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）であること又は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であること。
- ② 提案書提出日基準において、債権回収会社にあつては、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条に規定する改善命令を受けていないこと又は弁護士法人にあつては、弁護士法第 57 条に規定する懲戒を受けていないこと。
- ③ 国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの使用を許諾された者もしくはその他個人情報保護に関する認証を取得している者であること。
- ⑥ 応募者の役員が次のアからウにまでに該当しない者であること。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- ⑦ 応募者及びその役員が次のアからキに該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- ⑧ 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。
- ⑨ 本県又は隣接府県に営業拠点を有する支店等があること。
- ⑩ 兵庫県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。

- ⑪ 債権回収業務の実績が5年以上あること。
- ⑫ 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
 - ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
 - イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- ⑬ その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
 - ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
 - イ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

※⑫⑬については、委託契約時に別途審査を行う。

3 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は別添様式2から様式7（すべてA4判）とする。

(2) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項	様式
企画提案書表紙	事業者が記載し、以下の様式とともに提出する。	様式2
業務実施方針	本業務の実施方針（会社としての取組姿勢、経営姿勢等）を具体的に記載すること。	様式3
業務実施方法	<p>本業務の実施方法を具体的に記載すること。なお、特に次の点については、必ず記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 収納目標額 （参考）償還金額 約 千円 償還件数 約 件（別途資料から積算） ② 手数料率（税抜きで表示し、30%を上限とする。） ③ 収納率向上のための具体的な取組 （滞納者の居所、財産等の把握、収納のための交渉等にあたっての工夫、個々の状況に応じた働きかけや相談等への対応、ノウハウ、他社にない取組等） ④ 特に、回収困難な債権に対する具体的な取組 ⑤ その他、特に報告したい内容 	様式4
業務実施体制	本業務の実施体制（職員数、経験年数、資格及び法律的な知識等）を具体的に記載すること。なお、コンプライアンスに係る実施体制については、必ず記載すること。	様式5

取引の状況	<p>次の項目（債権回収業務に関するもの）について、令和5年度の内容を記載すること。</p> <p>① 総取引先数及び受託債権の内容（特に公的機関における債権回収実績がある場合は、取引先名称を記載すること。）</p> <p>② 取引先の業種内容</p> <p>③ 総受託件数</p> <p>④ 総受託金額</p> <p>⑤ 奨学資金回収業（別紙に回収総額や回収率等を記載すること）</p> <p>⑥ その他、特に報告したい内容</p>	様式6
個人情報保護体制	個人情報保護の取組状況及び管理体制を記載すること。	様式7
その他 (添付書類)	<p>① 法務大臣の債権管理回収業にかかる許可証の写し (参考：債権管理回収業に関する特別措置法第3条)</p> <p>② (一財)日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク登録証の写しもしくはその他個人情報保護に関する認証または認定がわかる書類</p> <p>③ 納税証明書等の写し</p> <p>(1) 県内に本支店、営業所又は事務所がある場合</p> <p>ア 県税事務所が過去6箇月以内(提案書提出日基準)に発行した納税証明書(県税及びこれに付随する延滞金等で未納のないことがわかるもの)</p> <p>イ 所管税務署が過去6箇月以内(提案書提出日基準)に発行した納税証明書(その3 未納税額のないことの証明)</p> <p>(2) 県内に本支店、営業所又は事務所がない場合</p> <p>所管税務署が過去6箇月以内(提案書提出日基準)に発行した納税証明書(その3 未納税額のないことの証明)</p> <p>④ 直近3箇年の決算報告書に財務諸表(貸借対照表、損益計算書)を添えた書類</p> <p>⑤ 会社概要(定款等)、登記簿謄本</p> <p>⑥ 地方公共団体における債権回収実績がわかる書類</p> <p>⑦ その他、特に報告を必要とする事案についての書類</p>	

(3) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(4) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別途の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

4 企画提案書等の提出方法及び受付担当

(1) 受付担当

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第2課

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁第1号館 別館1階

TEL 078-361-6636

FAX 078-361-6677

E-mail kshoku07@pure.ne.jp

(2) 企画提案書提出意思確認書（様式1）の提出方法

- ① 提出方法 郵送又は持参
- ② 提出期限 令和7年1月7日（火）午後3時（必着）

(3) 質問の受付及び回答

- ① 質問の提出方法 質問は、文書（様式は自由、ただし規格はA4判とする。）により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により行うこととする。
- ③ 提出場所 上記4(1)
- ④ 提出期限 令和7年1月10日（金）午後3時（必着）
- ⑤ 質問に対する回答 質問への回答は、質問の提出期限日の翌日から3日（土・日曜日及び祝祭日を除く）以内に、応募者全員に回答するものとする。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

(4) 企画提案書（様式2から7）の提出方法

- ① 提出方法 2部（原本1部、写し1部）を郵送又は持参するものとする。
- ② 提出期限 令和7年1月27日（月）午後3時（必着）

5 企画提案書の審査、特定及び通知

- (1) 審査は高等学校等奨学資金貸付金返還金収納業務委託事業者審査委員会が評価基準に基づき行い、企画提案書を特定する。
- (2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
業務実施方針及び方法	業務実施方針及び方法について、以下の着目点により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none">① 業務への取組姿勢② 経営姿勢の妥当性③ 収納目標額及び手数料率④ 収納率向上のための具体的な取組⑤ 特に、回収困難な債権に対する具体的な取組 ※業務の全部あるいは一部を再委託する方針は、評価対象外となる。
業務実施体制 (個人情報保護含む)	事業実施体制について、以下の着目点により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none">① 業務実施体制の妥当性② コンプライアンス体制の妥当性③ 個人情報保護体制の妥当性

取引の状況	取引の状況について、以下の着目点により総合的に評価する。 ① 取引実績の内容 ② 取引実績
-------	---

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全てに対して書面で通知する。

6 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書提出後、企画提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (2) ヒアリングを行う場合、日時等は別途通知する。

7 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (3) 提出された企画提案書を含む全ての書類は返却しない。なお、提出された企画提案書は、応募者に無断で使用しない。
- (4) 事業を委託する場合は、事業の一部が兵庫県の歳入徴収業務であるため、兵庫県公報に告示する。
- (5) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、兵庫県財務規則第100条のいずれかに該当する場合は免除する。
- (6) 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有することとし、契約書の作成に要する費用は、全て特定者の負担となる。

奨学資金債権回収委託予定額

※ この数字は令和6年11月末時点のため、委託契約締結時点では変動します。

区 分	R7 債権委託(予定)	
	人数	金額(千円)
(公財)兵庫県高等学校教育振興会奨学資金	1,563	614,193
(公財)兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金	2	560
兵庫県高等学校奨学資金貸付金	391	191,101
兵庫県高等学校勤労生徒奨学資金貸付金	8	1,380
兵庫県地域改善対策奨学資金貸付金(大学)	122	194,872
兵庫県地域改善対策奨学資金貸付金(高校)	369	206,470
合 計	2,455	1,208,576

長期滞納者に対する弁護士名での文書督促予定件数

※ この数字は令和6年11月末時点のため、委託契約締結時点では変動します。

対 象 者	件 数
当会より指定する長期滞納者 (本人、連帯保証人を合わせて1件)	500